

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

本県では、生息数の増加や分布域の拡大に伴い、県本土と種子島においてニホンジカによる農林業被害が発生している。このため、平成12年度から特定鳥獣保護管理計画を策定（平成27年度に第二種特定鳥獣管理計画に変更）し、被害防除対策と捕獲対策が一体となった総合的取り組みを実施しているが、被害は依然として高い水準で推移し減少させるに至っていない。

このような現状から、ニホンジカ個体群について管理の目標を設定し、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林作物の被害軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、第二種特定鳥獣管理計画（第6期計画）を策定する。

2 計画の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類 ニホンジカ

(2) 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間
(第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)

(3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域（28市町村）

- ①出水山地 [薩摩川内市、さつま町、阿久根市、出水市、伊佐市、長島町]
- ②八重山山地 [鹿児島市、日置市、いちき串木野市、薩摩川内市、さつま町、霧島市、始良市]
- ③国見・霧島山地 [湧水町、霧島市、始良市、曾於市]
- ④南薩地域 [枕崎市、指宿市、南九州市、南さつま市]
- ⑤大隅地域 [曾於市、志布志市、大崎町、垂水市、鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町]
- ⑥種子島 [西之表市、中種子町、南種子町]

(4) 第二種特定鳥獣の管理の目標

- ・ km^2 当たりの生息密度頭数とする
- ・ 保護地域 = $5 \text{頭}/\text{km}^2$ 、その他の地域 = $2 \text{頭}/\text{km}^2$ 、
- ・ 当面の捕獲目標としては、令和5年度までは国の半減目標（平成25年度の個体数を令和5年度までの10カ年で半減）に準じたシミュレーションをもとに、計画的な捕獲を推進する。令和6年度以降は、令和5年度の目標個体数（概ね19,000頭、平均密度 $6 \text{頭}/\text{km}^2$ ）を令和15年度までに半減することを念頭に計画的な捕獲を推進する（各種モニタリングの結果や国の目標設定の動向等も考慮して、適宜見直し）。

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア) 狩猟期間を延長（法第14条第2項）

11月1日から3月15日とする。

イ) 禁止猟法（くくりわなの規制）を解除（法第14条第3項）

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

「締め付け防止金具の装着」を解除

ウ) 禁止猟法（くくりわな）の規制（法第12条第2項）

「締め付け防止機能~~を備えていないくくりわなの使用禁止~~」 ←